第百九十三条第三項中「破産債権者表に記載しなければ」を「記載した報告書を裁判所に提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該報告書に記載された金額を電子破産債権者表に記録しなければならない。

第百九十九条第一項第一号中「破産債権者表」を「電子破産債権者表」に改める。

第二百条第三項中「第十一条第一項」を「第十一条の二第一項」に、「裁判書」を「電子裁判書」に改め、同条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第二百十七条第二項中「書面によって」を「書面による方法その他最高裁判所規則で定める方法により」に改め、同条第四項及び第五項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第二百二十一条の見出し及び同条第一項中「破産債権者表の記載」を「電子破産債権者表の記録」に改める。

第二百五十条第一項中「書面で」を削る。

第二百五十一条第一項中「次条第三項」を「次条第四項」に改める。

第二百五十二条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「裁判書」を「電子裁判書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「裁判書」を「電子裁判書」に、「その決定の主文を記載した書面」を「前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　免責許可の決定があった場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

第二百五十三条第三項中「破産債権者表」を「電子破産債権者表」に改め、「裁判所書記官は」の下に「、最高裁判所規則で定めるところにより」を加え、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第二百五十四条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「裁判書」を「電子裁判書」に、「その決定の主文を記載した書面」を「前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　免責取消しの決定があった場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

第二百五十六条第六項中「裁判書」を「電子裁判書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に、「その主文を記載した書面」を「前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の申立てについての裁判があった場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

別表を削る。

第二節　破産法の一部改正に伴う経過措置

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）

第二百五十条　前条の規定による改正後の破産法（以下この節において「改正後破産法」という。）第十三条において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される破産手続等（改正後破産法第三条に規定する破産手続等をいう。以下この条において同じ。）に係る事件（以下この節において「改正後破産事件」という。）における破産手続等の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第二百五十一条　準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後破産事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された破産事件（以下この節において「改正前破産事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第二百五十二条　準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後破産事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第二百五十三条　準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後破産事件における公示送達について適用し、改正前破産事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第二百五十四条　準用民事訴訟法第一編第七章の規定は、改正後破産事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前破産事件における第二百四十九条の規定による改正前の破産法第八条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

第二百五十五条　準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後破産事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前破産事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

（口頭弁論調書に関する経過措置）

第二百五十六条　準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後破産事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前破産事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2　準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後破産事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前破産事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第二百五十七条　準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項（準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後破産事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第二百五十八条　準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後破産事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前破産事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（電子裁判書の作成に関する経過措置）

第二百五十九条　準用民事訴訟法第百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後破産事件における電子裁判書の作成について適用し、改正前破産事件における裁判書の作成については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

第二百六十条　準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後破産事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前破産事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第二百六十一条　改正後破産法第十一条の三の規定は、改正後破産事件に関する事項の証明について適用し、改正前破産事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。